松前町コミュニティバス運行管理業務　公募型プロポーザル実施要領

1　実施の目的

町では、地域住民の移動手段のひとつとしてコミュニティバス「ひまわりバス」を運行していますが、町の外周と中心部をつないでいるのみであり、交通空白地が多く存在しています。令和７年度に実施したデマンドタクシーの実証では、交通空白地からの利用が多く確認され、移動需要が潜在的に高いことが判明しました。そこで地域公共交通を強化し、自家用有償旅客運送による交通空白の解消を目指します。

こちらの取組を効果的に推進するに当たり、令和８年６月から「ひまわりバス」の再編（運行ルートやダイヤの再編、運行車両の見直しを含む）を進めており、令和９年１月中旬頃の本格運行を目標としています。

そこで、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第２号の規定に基づき、自家用有償旅客運送を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式（書類審査のみ）により受託希望者を募集します。

2　業務の内容

別紙「松前町コミュニティバス運行管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3　業務期間

契約締結日から令和13年３月31日まで（長期継続契約）

4　参加資格要件

松前町コミュニティバス運行管理業務公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のすべての要件を満たすこと。

（１）参加表明書の提出時において、松前町競争入札参加資格停止措置要綱（平成23年 松前町告示第10号）の規定に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。また、令和８年10月30日までに令和７・８年度松前町入札参加資格審査申請書を提出済みであること。

（２）法人格を有していること。

（３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しないこと。

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項の規定による更生手続開始の申立てをしておらず及び同条第２項の規定による更生手続開始の申立てをされておらず並びに民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項の規定による再生手続開始の申立てをしておらず及び同条第２項の規定による再生手続開始の申立てをされていないこと。

（５）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしていないこと。

（６）参加表明書等の提出期限の日前６日間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に

規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員と関係がないこと。

５　スケジュール

期日	内容
令和８年10月９日	公募開始
令和８年10月16日　17時まで	質問票の提出期限
令和８年10月19日	質問の回答
令和８年10月28日　17時まで	参加表明書等の提出期限
令和８年11月初旬予定	書類審査
令和８年11月初旬予定	審査結果通知
令和８年11月初旬予定	契約

６　必要書類の提出等

（１）下記に掲げる書類を提出期限までに原則データによるメール送信すること。

提出種別	書類名称	提出期限（必着）	様式
任意	質問書	令和８年10月16日　17時	様式第１号
必須	参加表明書	令和８年10月28日　17時	様式第２号
必須	会社概要書	令和８年10月28日　17時	様式第３号
必須	運営体制確認書	令和８年10月28日　17時	様式第４号
必須	見積書	令和８年10月28日　17時	様式第５号

※　見積書は「７　見積書の内容」参照

（２）提出先

総務部　財政課　企画政策室　企画戦略係（担当：中川）

メールアドレス　331kseisaku@town.masaki.ehime.jp

※　データ容量が大きい場合は、任意のアップローダーによる提出可

（３）提出書類等について

ア　提出書類作成に要する一切の費用（参加表明書等作成費、交通費等）は事業者の負担とします。

イ　提出された参加表明書等は返却しません。

ウ　提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲内においてのみ利用します。

エ　参加表明書等の受理後は原則追加及び修正を認めません。

オ　提出された参加表明書等が次に該当する場合は無効とします。

① 提出の内容が本業務の条件に適合しないもの

② 虚偽の記載があるもの

7　見積書の内容

（１）見積期間

ア　令和８年12月１日～令和９年３月31日

イ　令和９年４月１日～令和13年３月31日の年額

（車検に要する費用は、契約期間中マイクロバスは４回分、ハイエース１回分を計上するものとする。自動車税については、非課税扱いとする。）

（２）見積書記載事項

見積書（様式第５号）は、上記のア及びイについて別々に作成し、見積内訳の積算欄には、積算根拠が確認できるようにできるだけ詳細に記載すること。燃料費は、各車両１日当たり120km程度走行するものとして算出すること。

（３）提案上限金額（消費税及び地方消費税を含めない。）

ア　8,050,000円

イ　24,750,000円（車検に要する費用は年換算すること。）

8　選定

(1)　評価基準

参加表明書等を提出した事業者を対象に、提出書類により、以下の評価項目を総合的に審査し、「評価基準」に基づき評価及び選定を行います。なお、参加事業者が１者のみであっても審査を行い、選定の可否を決定します。

評価項目	評価基準	配点
（１）業務実績	・他自治体において本業務と同種又は類似する事業を実施した実績があるか。	10
（２）運行体制	・運転者や欠勤時の体制が整えられているか。 ・日常の運行体制が整えられているか。 ・十分な人員が確保されているか。	30
（３）安全管理	・運行及び整備管理体制が整えられているか。	10
（４）組織体制	・責任者及び連絡体制が定められているか。 ・業務を継続的に実施できる体制が整えられているか。 ・業務を受託する熱意を感じられるか。 ・町内事業者であるか。	40
（５）見積金額	（１－見積額／提案上限金額）×　10 ※小数点以下四捨五入	10
評点合計		100

(2)　審査方法

本町が指定する以下審査員が、上記評価基準に基づき採点します。

○　総務部長　　○　財政課長　　○　財政課企画政策室長

(3)　受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。また、受託候補者の次に合計点が高い事業者を次点者とします。

9　手続き

（１）審査結果

審査結果は松前町ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に審査結果通知書を電子メールで送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

（２）契約関係

受託候補者と契約協議を行い、詳細な業務内容の確認その他の受託条件について合意に達した後に委託契約を締結します。ただし、受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは，次点の受託候補者と契約協議を行います。

12　問合せ先

所 在 地　〒791-3192　愛媛県伊予郡松前町筒井631番地
担当部署　松前町総務部財政課企画政策室企画戦略係（担当：中川）
電話番号　089-985-4103
Ｆ　Ａ　Ｘ　089-985-4148
Ｅ-ｍａｉｌ　331kseisaku@town.masaki.ehime.jp